

指定校変更について(新宿区内からの学区外就学)

お子様の就学する学校は、住民基本台帳の住所により、教育委員会が指定しています(指定校)。しかし、指定校を変更せざるを得ない特別な事情がある場合、保護者の方は指定校変更の申立てを行うことができます。なお、許可基準は下記のとおりです。

【注意】

・指定校変更の申立てを行う事情がある場合は、ご来庁の上、申立理由を詳しくお聞きした上で、下記基準に照らして判断いたします。なお、申立てをいただいた理由を踏まえ、審査を行った結果、申立理由、学校の状況及び通学距離等によっては、指定校の変更が不許可となる場合があります。

・自転車及び自家用車の送迎による通学は出来ません。

・小学生については、原則として登下校に保護者が同伴していただきます。

・新宿区外から新宿区立学校に通学をご希望の場合は、別に定める「区域外就学許可基準」に基づき判断いたします。

指定校変更許可基準			
令和7年4月1日改正			
区分	事由	必要書類等	留意事項等
1	疾病又は身体的理由により、指定校に通学(就学)することが困難	医師の診断書等	疾病が理由の場合は、通院を条件とする
2	兄弟姉妹が指定校以外の同一の学校(申立学校)へ通学(就学)している(見込である)		
3	指定校以外の学校(申立学校)の通学区域に住居を建築中で、建築完成又は入居予定が間近(概ね半年以内)	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し	概ね半年以内に建築又は入居が確実な場合を条件とする
4	市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きが必要	左記事業等に該当していることを証明するもの	
5	児童・生徒がいじめ等により、通学(就学)が困難な状況	理由書(様式自由)	関係者への聞き取り等、事実関係を精査する
6	通学距離が指定校より一定以上近く、登下校の安全・安心を確保できる(小学校の事由) 通学距離が指定校より一定以上近く、通学上の利便性の向上が見込まれる(中学校の事由)		指定校への道のりと申立学校への道のりに、500m以上又は2倍以上の差があることを要件とする
7	両親共働き又は母(父)子家庭で、下校後の一時帰宅先が、指定校以外の小学校(申立学校)の通学区域にある保護者の近親者宅、又は児童の居所スペースが確保された店舗等の場合	近親者の預かり同意書、保護者の就労、営業、預かりスペースの有無について、状況を確認できるもの	小学校の指定校変更についてのみを対象とする
8	学年途中で転居したが、継続して通学することが教育上適当で、通学の安全性も保つことが出来る場合		在学生のみを対象とする 許可期間は原則、 (1)低学年(中学は1年)は学期末まで (2)中学年(中学は2年)は学年末まで (3)高学年(中学は3年)は卒業までとし、 教育上の観点、通学の安全性については小・中学校の意見等も聴取し許可する
9	1から8までに掲げる事由に該当しない場合で、「指定校に通うことができない事情」があり、指定校以外の学校(申立学校)に通学することが教育上の観点から、より適切と認められる場合(通学区域の見直し対象地域の経過措置に該当する場合を含む)	理由書(様式自由) 委員会が必要と認める書類	通学区域の見直し対象地域の経過措置に該当する場合は、理由書等は不要とする

※上記の区分1～9に該当する理由がないと認められる場合は、基準非該当により「不許可」となります。